

岬町産前産後ヘルパー派遣登録事業者募集要領

1. 目的

この要領は、岬町産前産後ヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）の登録事業者の申請及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業の内容等

事業の内容については、岬町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）に、サービスの内容については、岬町産前産後ヘルパー派遣事業仕様書（以下「仕様書」という。）にそれぞれ記載のとおりとする。

(2) 事業の実施

事業の実施にあたっては、要綱及び仕様書を遵守し実施するものとする。

(3) 事業の実施区域

事業の実施区域は、岬町全域とする。

(4) 登録有効期間

登録日から平成33年3月31日まで

3. 事業の実施依頼（利用予定者の連絡）

町はサービス利用希望者から利用申請があり、その利用を決定した場合においては、利用者の希望する事業者に対し実施依頼の連絡をするものとする。

4. 登録事業者の申請資格

事業に対して意欲を有する事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 岬町・阪南市・和歌山市内に活動拠点となる事業所があり、利用者の派遣要望に応えることのできるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法第41条第1項規定する指定居宅サービス事業者、若しくは、同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者又は同等の援助が提供できる者。（*）

*「同等の援助が提供できる者」とは、複数名で構成された団体で、構成員（代表者含む）の中に、家事又は育児のサービス提供の実績がある者がおり、サービス利用者の居宅において家事又は育児サービスの提供が可能であると町長が認める者とする。

- (2) 母子保健に理解と熱意を有し、事業目的を十分理解している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条の4の規定に該当しない者。
- (4) 要綱及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び町税を滞納していない者。

5. 提出書類

- (1) 岬町産前産後ヘルパー派遣登録事業者申請書（様式1）
- (2) 岬町産前産後ヘルパー派遣実施計画書（様式2）

*申請に必要な添付書類を併せて提出すること。

6. 登録事業者の審査等

町は、提出された書類に基づき、事業者を審査する。必要に応じてヒアリング又は実施調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知する。

7. 登録内容の変更等

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、岬町産前産後ヘルパー派遣事業者登録内容変更届（様式3）により届け出ること。

8. 登録事業者の取消

次のいずれかに該当する場合又は、該当することが判明した場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。なお、登録の取消により損害を受けた場合においても、事業者は町に対し、その損害の補償を請求できないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合

9. 申請書等の提出方法

- (1) 提出期限 平成30年5月31日 以降は随時登録受付
- (2) 提出先 〒599-0311 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 2424 番地の3
岬町立保健センター
- (3) 提出方法 直接持参により提出する。
- (4) 問合せ先 岬町立保健センター
電 話：072-492-2424 FAX：072-492-2433

10. その他

- (1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。なお、不登録となった場合においても町で定めた保存期限終了後、町の責において全て処分するものとし、本事業以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、すべて申請事業者の負担とする。
- (3) 当該募集は、あくまで事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ず契約を約束するものではないこと。

(参考) 地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。